

会 議 録

会 議 名	第 3 3 期小金井市公民館運営審議会第 1 2 回審議会		
事 務 局	公民館		
開 催 日 時	平成 2 8 年 1 1 月 1 7 日 (木) 午後 1 時 3 0 分から 3 時 4 0 分		
開 催 場 所	公民館貫井北分館 学習室 A ・ B		
出 席 委 員	立川委員長 佐々木副委員長 宮澤委員 國分委員 櫻井委員 雨宮委員 畠山委員 菅沼委員		
欠 席 委 員	今城委員 川口委員		
事 務 局 員	前島公民館長 牛込庶務係長 若藤事業係長 大野主査		
貫井北・東分館 事業運営受託者	N P O 法人市民の図書館・公民館こがねい 村山分館長 鈴木分館長		
傍 聴 の 可 否	可	傍 聴 者 数	1 名
傍聴不可・一部不可 の場合は、その理由			
会 議 次 第	<p>1 審議事項</p> <p>(1) 公民館中長期計画の策定について</p> <p>(2) 布団及び陶芸窯使用に係る実費負担について</p> <p>2 その他</p> <p>配付資料</p> <p>(1) 宿泊利用に伴う布団借上料、陶芸窯（電気窯）電気料金の実費徴収等について（案）</p> <p>(2) 月刊こうみんかん No.463</p> <p>(3) K I T A M A C H I ユース Vol.29</p> <p>(4) きたまち空間 32号</p> <p>(5) ひがしちょう空間 15号</p>		

会 議 結 果

立川委員長 時間ですので始めさせていただきます。第12回審議会を開催させていただきます。

1 審議事項

(1) 公民館中長期計画の策定について

立川委員長 まず今日は、公民館中長期計画の策定、なかなかこれが時間がとれないということで、特別、今日、これを中心に時間を持つてということで、1回審議会を増やしていただきました。私のほうがちょっと進行が煮詰まっちゃってますので、今日は、この中長期計画の進行に関しては佐々木副委員長に依頼して、私も意見のほうに入らせていただくというふうにさせていただきますと思います。

では先生、策定の進行をお願いします。

佐々木副委員長 ちょっと急な話で、どう進めるかというのはあれですけども、前回、菅沼さんのほうから資料が出されて、それについてご説明を簡単にいただいて終わったというふうなところで、最初ちょっと日程ですね、今日の議論を踏まえた後、年内にまとめなければならない。

前島公民館長 当初、私のほうでご提案申し上げたのは、今11月ですけど、29年の1月までに事業展開、来年の2月から4月まで受益者負担、5月から7月ぐらいにまとめ、9月の皆様の任期までに答申まとめというふうに考えていたところをご提案しましたが、ご提案したときに、年内に一通りのお話を終えて年度内にまとめたらどうかというお話があったと記憶しております。そして、施設のことを先にやっていたことと、都度の事業の計画とかそっちのほうの時間が結構とられてしまっていたものですから、なかなか議論が進んでないような状況がありますので、その辺を踏まえて、私のほうとしましては9月の任期までには必ずという考えはございますが、あとは皆様のほうで微調整とかしていただいて、前回も委員長のほうからは、なかなか年内には難しいような感じのお話もちらっと出ていたので、その辺を踏まえて、また皆様方のほうでお決めいただくような形でいいのかなど。ただ、任期いっぱいまでには何らかの、全て終わりたいなというところがございます。

佐々木副委員長 それで、前回、菅沼さんがおつくりいただいた資料をもとに話を進めていきたいと思いますが、諮問事項の1、2、3、4があって、答申案は左側にも目次があるというふうなことで、これについては最初に簡単に菅沼さんの説明から……。

畠山委員 最初にちょっといいですか。一言ちょっと座長に聞きたいんですけども、中長期計画、緊急の課題かどうかって問題があるんですけども、このたび出ました小金井市の公共施設等総合計画、ちょっとあるんですけども、これによって平成29年度から63年度までの35年間を長期計画と定めますと出たわけです。今、小金井、ここに立ってますけど。

そうすると、我々がもう死んでるときに10年先まで考えなくちゃいけないのかと。だから、そうなると、館長の考えている中長期計画というのは、例えば短期なら5年、長期なら10年とするのか、それとも小金井の今出されたこの公共施設等総合計画に準じて立てていくのか、そ

の辺がきちっとしないと計画の立てようがないと思うんですよ。だからそれは市庁舎の移転問題もありますけども、要は、長期とは何を指しているのか。館長なりの考えなのか、それとも小金井市の考えている、その35年間、先のことまで考えて出してくださいと言ってるのか、35年先まで考えるなんて、すごく大変ですよ。そんな先まで見通しができなくて……、小金井市はできるかもしれないよ。この審議会で35年後はこうなってますよとか、そういうことできるんですかと。そうなるかと…。

佐々木副委員長 私意見ですけど、いろんな議論がありますので、議論の範囲内でやるしかないのではないかなというふうに、施設を5館体制にするとか、それとも分館をどうするかとかいうような議論がありますので、それを超えた議論はちょっと無理ではないかなというふうに思ってますので、今まで議論した想定範囲内で議論を進めて、そして現在、NPOを中心にして委託してると。それを是とするのか、それともどうするのかというふうなあたりを中心にして議論を進めていくというのが我々の役割の限界じゃないかなというふうには思ってますけど。

畠山委員 ということは、あまり中長期の期間は、スパンは考えなくてもいいよと。

佐々木副委員長 ええ。我々が今、目の前に抱えてる課題に対して、どう提言していくかというふうなことではないかなと思っておりますが。

畠山委員 そういうことでよろしいんですか。

前島公民館長 そうですね。考えているのは、将来的な方向性というか、そういうことが中長期計画というふうに思っておりますが、細かく言えば3年だったり5年だったりということはあると思うんですが、おっしゃるとおり今かなり流動的な部分があって、なかなか決めづらい現状がありますので、そこは一番最初にお伺いした、また毎年度見直していくような形で対応するというので、今現在のできることをやっていただいて、将来的にこういう方向で向かっていけばいいんじゃないかという答申をいただければなど、そういうふうには思ってます。

畠山委員 わかりました。じゃあ、スパンのことは考えなくてもいいと。

前島公民館長 はい。

菅沼委員 今、館長が言われましたように、館長の諮問の内容からいっても、今ある問題、それからNPO化とかそういう直近の問題、そういうものをここできちんと方向性を出してくれというふうに私は理解しているんですね。だから、その範囲で今回の中長期はまとめたらいいじゃないかと。30年先の話はわかりません。今ある課題を基本的にきちんとまとめるのが、この審議会の役目じゃないかなというふうに思っておりますが。

佐々木副委員長 それでは、まだ集中的に議論できていませんでしたので、結論というのは出ないと思いますので、意見を寄せていただいて、やっぱりある程度まで区切って、そこは委員長にお任せして原案をまとめていただくというふうなことになろうかなと思いますので、菅沼さんがつくらせていただいた資料に基づいて一応議論を進めて、それに対して意見を言ってい

ただくというふうなことで進めたいと思います。

菅沼さん、前回の説明をいただけますか。

菅沼委員

今言われましたように、これは別に私の意見を通すための資料じゃなくて、たたき台ですから、皆さんがいろいろこの内容を見て、ご意見があれば出していただいて、方向性を出してもらえばいいと思います。

1 ページ目は、右のほうに前島館長からの諮問の内容が出てます。この内容をできるだけ取り込んで今回の答申案をつくったほうがいいだろうということで、この右を見ながら目次をつくりました。左のほうに公民館運営審議会の答申の案ということで、右のほうの前島館長の内容を私なりに左のほうに組み立てました。

まず第1に、やっぱり公民館の果たしてきた役割とか今後の果たすべき役割というのがきちんとみんな理解してないと、その後の展開が非常に難しいだろうということで、前島館長の2番の項目を一番初めに持ってきました。公民館の戦後70年の歩みと公民館の役割というのは何だったんだと、それから、今後どういう役割を公民館は果たすべきだと、そういうことを1番でまとめました。

それから2番、3番は、公民館の配置、今、地域密着型公民館の配置になっている、そのあたりの現状をまとめました。

それから4番目が、公民館の運営。例えば民営化とか、あるいは社会教育設備化、生涯学習設備化とか、そういう公民館の運営、ソフトの面、このあたりを一応案をつくりました。それからセンター化の問題もあります。このあたりまでが今回この資料には入ってございます。

それから5番目の受益者負担、これは今まで検討しておりませんが、この議論に加えていかなくはないテーマかなと思いますが、そういうことで資料は今年の公民館運営審議会第5回から第11回まで、7回に分けて資料を出しております。この資料をまとめ直したもので、初めて見る資料じゃないかと思いますが、ちょっと順番が狂っておりますが、よろしくお願ひします。

まず、1番の公民館の役割関係の考え方をざっと報告します。それで、公民館の戦後70年の歩みと公民館の役割と書いてございますが、公民館については、この70年を、1990年ごろまでの1期と、それから90年以降から今までの2期と、私は期を分けたんですが、いずれにしても90年ごろまでの公民館の活動の実態と最近の実態は違ってきているんじゃないかということで、1期、1946年から90年までということでまとめました。

公民館の設置の原点は、皆さんご承知のことなので簡単にいきます。文部大臣通牒で出された公民館の設置運営についてでスタートしております。それから同時に、寺中構想で、公民館というのはこういうものであるべきだということを書いてございます。このあたりはもうご存じのことと思うので省略いたします。

それから法的には、日本国憲法「全ての国民は、法律の定めるところにより、その能力において等しく教育を受ける権利を有する。」をベースに、教育基本法をもとに社会教育法に規定され、地域住民の学習する

権利を保障する機関として位置づけられていますと。これが公民館の位置付けですね。

その後、公民館については、小金井市は1953年に小金井市の公民館ができました。同時に、当初より市民参画を目的とした企画実行委員制度を公民館条例で条例化、制度化しております。これは、全国ただ一つ、企画実行委員制度を当初から導入したという小金井市の非常に大きな社会教育上の利点だったというふうに考えています。

そういうことで社会教育の拠点の場として公民館は活動してきましたと。そして、誰でも、いつでも集い、自分たちの持っている課題、地域が抱えている課題をともに学び、自己成長あるいは地域づくり活動を展開してきたということで、その後、本館に続き、公民館の開設が、本町、貫井南、公民館東、緑が1991年までにできました。これからあと20年後に貫井北ができるわけですが、一応ここまでの体制ができた。全国的にもここまでが、日本の高度成長もあわせて公民館が発展したところでして、1990年には公民館の数は1万7,931館、三多摩地区は74館公民館がございます。その当時の公民館の考え方は、三多摩テーゼを見ていただければわかります。そして小金井市も戦後1953年から5つ公民館ができて活動してきたわけです。

2番目に、公民館から生まれた活動団体事例。これは4ページを見てください。4ページに公民館講座から生まれたグループ活動例というのが幾つか書いてございますが、これはほんの一部です。非常に多くの団体が生まれてございます。公民館活動から多くの地域活性化のグループ、まちづくりの拠点、行政との協働団体が生まれていると。

1つ目は、公民館講座婦人学級「老後問題についての取り組み」ということで、これは随分古いんですが、昭和46年ごろで、公民館の講座、婦人学級の10回の講座からスタートして、その講座のグループがグループ化して福社会館を主体に活動し、小金井老後問題研究会を組織して、その後の小金井市のリハビリの基礎をつくったと。こういう活動もしてございます。

それから例2、平成14年、公民館講座女性学級10回シリーズ。これは、このシリーズを受けた受講者が主体となり、次年度の10回講座を開いて、現在ではそれが発展してNPO法人こがねいこども遊パークに発展してございます。こんな例が、挙げれば幾つでもあるんですが、それをやっていると終わっちゃいますので、あとは見てください。

そういうことで、2ページの下から2行目に、別紙、公民から生まれた活動団体事例を示すの下、この活動事例の中には小金井市の福祉（リハビリ）のスタートになった老後問題研究会、それから、そこには書いてませんでしたが、障害者の自立を目指したみんなの会、これは25年も続いてございます。今でも公民館で全部担当してやっております。そのようなものも含めて福祉関連のテーマを対象にした活動も行っており、従来から福祉との共生も図っていると、こういうことをちょっと書きました。

そういうことで、この間の公民館の役割が何だったかというのを見て

いただきますと、ページ5に別紙小金井市公民館基本方針というのがございます。これは、公運審が中心になって2008年につくられた基本方針です。この方針を見ていただければ、今、公民館がどんなことをやって、どういうことを目指しているかというのが大体わかると思います。

これを非常に概念的に書いたものが次の6ページです。公民館の役割を考えるときに、こんな役割があるんじゃないかというのを書いてございます。6ページ、公民館の役割は4つの役割があるだろうということで、1つは、市民のたまり場、市民がいつでも気軽に立ち寄り、だべっていける場、相談の場という窓口という業務があります。それから役割の2は、地域が抱えてる課題、現代を心豊かに生きていく課題を市民が企画し、ともに学び話し合い成長する場だと。学びを通して自治自立の精神を養成し、自身が成長をすると。これが1つの学習の場というのが非常に大きな役割だろうと。3番目には、そういう学習の結果として、自主サークルをつくったりネットワークをつくって、まちづくりあるいは地域貢献にしていくのを支援するのが公民館ではないかということ。それから4番目に、市民による文化・芸術活動への場の提供・支援。これは、一般的な文化・芸術サークル活動団体への支援、それから成果発表の支援、場の提供、このようなことが役割としてはあるだろうと。このなかで、公民館の役割で重要なのは、特に役割2、役割3ですね。このあたりをできるだけやっていくのが公民館の役割ではないかというふうにまとめてございます。

戻りまして3ページですが、3ページの、今、3が公民館の役割を大体、概念図と基本方針でお話ししました。今後の公民館の役割ですが、あまり今迄と変わらないと思うんですが、一応書いてございます。4番目、公民館のあゆみ、(1990年以降)。1990年以降、我々を取り巻く環境は変化している。例えば日本経済の低成長期、地方財政のひっ迫による行財政改革、少子高齢化等社会構造の変化、それから地域での人と人のつながりの希薄化、それから地球規模の課題、こんな課題が大分、今までになく、この直近で出てきたと。そういうことを頭に置いて、今後の公民館の果たすべき役割は何だろうかというのを次にまとめてございます。

上記環境の変化に伴う諸課題は多様化、無境界化のものが多く、従来の縦割り行政だけの解決は難しく、地域力・市民力と一体となって解決することが望ましいと。この市民力・地域力の育成、支援の拠点としての活動がこれまで以上に公民館の果たすべき役割だろうと。今後の公民館の果たすべき役割は、市民の抱えている課題、地域が抱えている課題を市民参加で取り上げ皆で学び、学びを通して人間の成長を図り、学びの喜びを味わい行動に移すと。そして、この行動の結果がおのずから地域課題、で、その後、「の解決」という言葉を入れてください。地域課題の解決に結びつくと。このような活動を支援し、生みやすくするのが公民館の役割だろうと。したがって、このような社会教育の実践の場として、市民力・地域力の養成の場として公民館が果たすべき役割は従来

に増して重要となっているというふうにまとめました。

もちろん、公民館の役割は上記以外にも、公民館で学ぶ諸課題の中には、従来より福祉関係の課題も多く、公民館でまず学んで、福祉関係団体で実践するというケースも多くあり、今後も福祉との共生は大切な活動となると。それから世代間交流、若者の世代の取り込み等の企画等の充実により、多くの市民が公民館を身近なものに感じ、市民交流の場として利用できるよう情報発信、企画の工夫を続けていくと。このような役割が公民館の役割じゃないかと。このあたりをきちんとみんなで認識して、その先へいったほうがいいかもしれない。

1番は大体そういうことなんですが、ここで1回切りますか。

佐々木副委員長

ここで一旦切ります。じゃあ、今1番の(1)から(5)まで見ましたが、ここまでの歩みを見て、今言われたグループの活動例を見て、公民館の役割があって、2期があって、そして今後の役割というふうな形で来ました。特に(3)と(5)をどうするのかというのが、施設をどう運営するのかということに結びついていきますので、公民館の役割をどういうふうに見ていくのか、今までの我々の歩みからそういったところを見出して、さらに今の状況の中で、新しい役割とか新しい課題とかそういったものが我々の前にあらわれてきているわけですけども、それに対して公民館がどういうふうな役割を果たしていくのかということ、この辺が今日の中心かなというふうに思っております。

構成も含めて、(1)から(5)まで含めて、これは切り離せないと思いますので、(1)から(5)まで見て、この辺も触れたほうがいい、この順序はどうだとか、この視点がこっちのほうがいいのか、そういったことがありましたらご発言いただきたいと思います。

立川委員長

やはり(3)と(5)が答申の中で明確化して大切な部分だと思いますが、(1)(2)(4)も、(3)(5)をまとめていく上で我々が知らなきゃいけないことだというふうに思いますので、(1)(2)(4)も我々が把握した上で、(3)公民館の役割と今後の果たすべき役割をまとめていくべきかなというふうに思いますので、最終的な目次としては、大きい1番の(3)と(5)のまとめでよろしいかと思います。まとめ方ですけども。

佐々木副委員長

(3)と(5)は後の方ということですか。

立川委員長

(3)と(5)をどういうふうにまとめるかということですね。

佐々木副委員長

ちょっとすいません、司会しながら。(1)(2)(3)(4)(5)のこの構成というのは、1期の歩みがあって、そこで生まれた活動があって、公民館の役割があって、また2期というふうなことで、これは基本的に(1)から(3)と(4)と(5)を分けたという……。つまり今までの流れの中で出てきた公民館の役割を一旦確認して、そして今我々が置かれている状況を踏まえた上で今後の役割という、そういう構成ですかね。

菅沼委員

はい、全くそのとおり。

佐々木副委員長

そうすると、(1)から(3)までが1つのまとまりになっていて、(4)(5)が1つのまとまりになっているというふうな、まとめ方も

菅沼さんの提案いただいたものもあるでしょうし、また違うまとめ方もあるかと思しますので、それも含めていかがでしょうか。

公民館活動から生まれたグループ活動例というのが別紙3の中にあるんですけども、こういったものを具体的に載せていくというのは大事なことだというふうに思っているんですね。こういった制度があったら一つ一つ確認していくというのは、今までこれにかかわった人たちが見ても、またこれからかかわろうかという人たちが見ても、ああ、そうだったなど、具体的に振り返って大事なことかなというふうに思っておりますが、その一方で、この中で取り上げるというのはそれなりの重みもあるかなというふうに思しますので、全体的にちょっと年代順ではないようですし、また内容も菅沼さんなりの観点で取り上げていただいておりますけども、事務局のほうから見ていかがですか。今までにこういったものを、こういった取り組みがあったみたいな、そういったことってあったんですか、そういうのをまとめたということは。

宮澤委員

やっぱり講座から生まれた、今持続継続ですね。その中で、ちょっと古いから、最近のを1つぐらい入れたらどうかなと思いますね。本町分館、今、本館ですけど、やはり操体法とかそういうのも講座から生まれましたし、そういうの多分あると思いますので、新しいのを何か1つ、最近のを入れられたらどうかと思いますけど。

菅沼委員

最近のものをというと、私、このところ非常に気にしているんですけど、東センターの、「うろの会」という囲碁の会があるんですね。この囲碁のグループの人が、小学生ぐらいですかね、そのあたりを対象にして、公民館で教えてやるよということで毎週土曜日、通年やっているんですけどね。それで、結構子供たちが来て、楽しんでやっていますし、そのときに、しつけも教えるんですね。挨拶の仕方とかね。分館長がいるから分館長に説明してもらったほうがいいのかもしいけど、そういうことで、市民の方が自分たちでやってやると、公民館使ってそういうふうに世代間交流をやってやるよというのは非常にいい例だと思うんですよ。だからそのあたりを、私としては、つけ加えるなら入れてほしいなど。7年ぐらい前からというから、今の時代と、古いよってなればまた新しいのを探さなきゃいかんかもしれないけど、私はあれは非常に世代間交流という意味も含めていい活動だなという気はしています。

佐々木副委員長

そういう子供たちのしつけまで取り組んでいる、そういったよさというのを出して、例示として書き加えるのはいい。

これもどこに入れるかというのは、昔から今までというのは、この切り方にもよると思うんですけども、今までの歩みをまず見てという形になりますかね、構成としては。全体を2期に分けた上で、取り組みとしては全体を統合するというような感じになるかもしれません。貫井北センターあたりで何かないですか。今までなかった取り組みとして、こういったものがあって、これに載せるに値するものだけとかってというのは。

村山分館長

今こちらに振られて、なにかなど。貫井北の新しい試みとしては、サポーター制度を今3本柱でやっておりまして、講座を経て、皆さんそれぞれに地域課題としてそういう意識を持ち帰っていくという一方通行

ではなくて、そこで得た知識を、この公民館、地元の公民館を支える制度として、まず1つは、今、隣の部屋でやっています生活室A、Bで、認知症カフェという、全国で、今、733市町村ある中に、2,553ぐらい開設しているんですけど、小金井市としては唯一の認知症カフェという形でやっております。

これは、一番最初に「認知症を知る」という講座をスタートして、その後に認知症サポーター講座という形でやって、その後に認知症サポーター研修というのを経て、今、実際に認知症の方であったり、その辺のご家族の方であったり、あと、そういった福祉関係者であったり、そういった地域のネットワークを公民館でやって、それをもてなすホスト役として、公民館の講座で知識をもらって、それを家庭に持ち帰るのではなくて、また、こういったところで発揮して、存分に活躍していただいているというサポーター制度があります。

そのほか、YAサポーター制度といいまして、10代、20代の、そういった学生の方が、そういう公民館。やはりなかなか、放っておくと高齢化のほうに講座が行くところを、小金井市というのは文教都市でございまして、そういった知識の方を巻き込んで、公民館を実際に10代、20代、何がおもしろくて、学校間を超えた講座として、いろいろやっております。

あと1つは保育サポーターですね。公民館というのは、お母さん方にこういった講座に参加していただくためには、保育というのは大きなポイントですので、それを既存のそういう団体さんをお願いするのではなくて、こちらで保育とは何だという講座をやって、それを実際に、おうちでの保育だけでなく、ほかのお子さんをお預かりして保育をサポートする。いい流れですよ。それによってお母さん方がどんどん出てきて、自信とか、そういった知識とかも、自分のお子さんだけでなく活躍したいという場合、そういう保育サポーターという形で、実際に活躍されています。

今、振られて、その3点。サポーター制度も、いろいろ講座を経て、公民館、それが職員と、あと企画実行委員だけでなく、サポーターを充実させているということも1つ思いついたので、お知らせしました。

菅 沼 委 員

今の補足じゃないが、私自身の考えを言いますと、貫井北というのは若者コーナーを売り物につくったわけですね。だから、そのテーマを入れるのが一番いいと思うんですね。そうすると、今、サポーター制度という話が出ましたけれども、大学生とか、あるいは高校生もいるのかな、そういう人をまず教えて、その人がもっと幼年の人を教えていくというような、そんなサポーター制度というか、そういうのは毎年やっているんですね。確かに、そういう若者コーナーで世代間の抜け穴を教育をしているとか、それだけでもまとめたらいんじゃないかと私は思います。

前島公民館長

公民館長です。

先ほど事務局として、こういう例示をどうなんだというお話がありましたけれども、大変恐縮なんですけど、うちのほうで公式にまとめたよう

なものというのは私も見たことがない。ですから、自立して、どういう団体ができ上がったかというのも、そこまで詳しいものはないと思っています。

その中で、これは役所的な考え方ですけど、漏れてしまったりとか、せっかく私たちも活動しているのにというふうな思いになられてしまうと困るので、幾つか例を挙げるといことも考えるんですけど、その中では、やっぱり一方漏れてしまう、万が一漏れてしまっている部分があるとすれば、その方にも配慮したような形での例示が必要なのかなと思っています。

佐々木副委員長

どうまとめるかって、また大きな問題になってきますけれども、私は個人的には載せたほうがいいんじゃないかというか、多分、これ、公的なものというか、答申になるだろう。これはずっと残って行って、20年、30年、我々が亡くなっても答申だけは残っていて、昔、何が行われていたかというのは、唯一、多分、たどるだけ、たどれるものになると思いますので、こういうふうな流れで、一旦、このときの公運審の人たちはまとめたんだというふうなことです。ある意味、公民館の責任ではなくて、我々公運審の、我々メンバーの責任としてまとめていくということであればいいのかなと思っています。意義のあることでもあろうかと思しますので、ちょっと偏ってしまうかもしれませんが、それは我々の責任ということでやるほかないかなと。でないとするば、もうなしにするというふうになってしまいますので、どうでしょうか。

菅沼委員

やっぱり入れたほうが良いというのが1つと、それから、そういう不公平さをなくすんだったら5館と。今6館ですか。その館ごとに所属するぐらいで、ちゃんと入れてやると、そういう配慮は要るかもしれませんね。俺の館のところは何もないとか、そういうのでは困るから、各館に1つ。本館はいろいろやられているんだと、本館は少し数多くてもいいから、あと全館に1つずつぐらいは入れてあげたほうがバランスがとれるのかもしれないですね。

立川委員長

ちょっと質問的な内容ですけど、拡散するような話ですけど。諸団体の借室の活用というか、そういった内容が公民館の中で大きい範囲を占めているとは思いますが。また、そういう有効な団体さんが借室として借りて活動されているということも予想できるんですが、その辺が公民館の事務局的なところとか職員さんがあまり深く把握するほど突っ込めないというところが今までの話でよく聞いておりますので、非常にその任意の団体さんがどんな活動をしているかというのは把握しづらい、今、体制になっているとは思いますが。

ただ今後、公民館としての規模から、職員の規模から、予算から、どんどんどんどん縮まっていく中で、今後の機能として、より狭めていくというか、中心に向かってしぼめていかなきゃいけないと思うんですが、その中で、公民館として何を中心に考えていくかと考えていくのは、今後の公民館の役割になっていくのかなと私は思っています。その中で、諸団体の借室の圧縮というのが、どうしても一緒に出てきちゃうのかなと思うんですが、その辺ができるのかできないのかというのは、

僕すごくわからないし、悩ましいところなんですけど、そういったことは可能なんですか。それとも、それが中心だというふうに、公民館の存在価値の中心なんですか。それが私自身もよくわからないんですけどね。どなたか、ニュアンスを答えられる方、いらっしゃいますか。

佐々木副委員長
立川委員長

諸団体の借室……。

活動。活動が、いろんな活動があって、いい活動もあるし、趣味的な活動もあるし、いろんな活動があると思うんですが、それで、公民館がやっている企画だとかいうのが、全体を動かしている中のごく一部じゃないか。そんな1日とか半日やっているわけじゃないですね。それで、我々、企画だとか、そういう内容をよく突っ込んで話してますけど、実際に活動しているのは、ほとんど諸団体の活動とか借室関係が一番中心になっているんじゃないかなと思うんですけどね。ただ、それだけを中心をやっていたんでは、どんどんどんどん公民館というのは今後圧縮されているんだろうなと思うんですね。その辺をどう割愛していくのか、割愛していいものかどうかというのがよくわからないんですけど、割愛していかない限りは、僕は市民からも無視されるし、市からもだんだん置いてきぼりになるのかなというふうな印象を持っているんですけども。だから、今後の役割というところで、何か絞っていかないとうまくないのかなと思っています。

畠山委員
佐々木副委員長
畠山委員

よろしいでしょうか。今のに関連して。

はい。

今、立川委員長がおっしゃったように、いわゆるそういう固定化されてしまうのが、そうではなく、今まで、いろんな役割があるから、もうちょっとバラエティーに入れてくるのではないか。

今一番、公民館で問題になっているのは、公民館のいろんな固定化ということですよ。もうリピーターだけでやっていると。あとのところは、全部とは言いませんけれども、なかなか入り込む余地がないし、新しいメニューを持ってこれないというのものもある。これは何も小金井だけじゃなくて、この周辺で田無でも相模原でも、みんな問題になっているんですよ。じゃあ、それをどうするんだということは、また、これ、永遠の課題みたいになっちゃって、どうしても、その辺が一步前に進んで考えられない。それは多分、立川委員長の悩みもそこにあると思うんです。

確かに利用しているからいいじゃないかと、リピーターでも回っているよといえ、それはそれで終わってしまうんですけども、納税者としては、より多くの市民がそれを使っているなど。そうすると、そういったことから見ちゃうと疑問がありますと。でも、それ、なかなかうまく調整できないというような、ほんとうに悩ましい問題なんですよ。それを、でも、かといってそのまま放置できないわけですから、これから民営化を進めていこうとするなら、なおさら、民の知恵を使って、より多くの市民が利用できるような、今言ったような固定化しないような形の公民館の運営ということを考えていく必要があるんじゃないか、私はそんなふうに思います。

佐々木副委員長 今の発言は、今までの流れの中で、公民館から生まれた、いろんな活動があって、いろいろ成果が上がったと。その一方で、いろんな課題も生まれているということを書き込んだほうがいいということですね。

畠山委員 はい。

佐々木副委員長 公民館のいわゆる明るい部分というんですか。その部分もありながら、公民館に対して、確かに貸し館として機能すればいいとか、そういった意見もあったり、センター化が進んだりというふうな、公民館は減っていたというような現状もあるかと言えますし、固定化が進んでいるとか、そういうふうな問題もあるかと思しますので、そういった新しい……。新しいというか、公民館の発展とともに、いろんな課題を指摘されているというふうなことも確かにそのとおりだなと思います。

はい。ほかにいかがでしょうか。

(3)の公民館の役割で、図を6ページに描いていただいて、わかりやすい図になっていまして、我々はこういった公民館の機能というのを大事にしたいというふうに考えながら、公民館を今後とも維持・発展させていくんだというふうな考え方だと思うんですね。これはただ単に市民のたまり場だけだということであれば、公民館でなくても、単なる施設があればいいんじゃないかというふうな考え方にもつながっていくと。いろんな機能を持っているからこそ、公民館として維持・発展させていかなきゃならないんだというふうな、非常に大事な図だなというふうに考えます。

この文章としても、もうちょっとあってもいいかなという。3ページですね。3ページの図、非常に大事なところですので、これは最初に2行で書いていただいて……。

立川委員長 3番はいいけど、3番のこの2行だけ……。3行目、全然まとまっていないので、ここをどういうふうに。

佐々木副委員長 そうですね。ここが非常に大事なところになってくる。

菅沼委員 6ページの4つの役割が大切ですね。

佐々木副委員長 ええ。

菅沼委員 この中の、今後の果たすべき役割としては、当然、学ぶということが、地域課題で、その課題もあろうという2番が非常に必要だろう。それから、地域をできるだけいろいろな地域貢献できるようなグループをつくっていくと、この2番、3番を重要だということを書き加えたらいいんじゃないですか。

佐々木副委員長 書き加える。そうですね。

菅沼委員 それは先ほど言葉では言いましたけど、文章では入っていないから。

佐々木副委員長 別紙3を文章として落としていくということは、そうですね。

菅沼委員 その辺は、どんどんいろいろとご意見を出してもらえると。趣旨は、この役割の2と3が、非常にこれから公民館としては大事じゃないのということが出ておりますね。

佐々木副委員長 ほかにいかがでしょうか。

第2期のほうはいかがですか。90年代以降のほう。東日本大震災なんかもあるのかなと。大きな出来事として東日本大震災があって、また、

地震というような捉え直しが大きく変わったかなという、そういった気がしております。

菅 沼 委 員 員 それと、あまり明確には書いてないんですけども、1990年以降、非常に行財政が圧迫されている事。そして課題が行政のいろんな課にまたがっている事。こうした現状のもとでは市民力というか、地域力ですか、そういうものはもっと成長したほうが、全体としてうまくいくんじゃないのと、そういう力を生み出すのが公民館じゃないのというのを個人的には思っているんですけど、そこまで言うと、また行政がたたかれるといけないから書いてないんですけども、どんなものでしょうね。

佐々木副委員長 いかがでしょうか。

菅 沼 委 員 員 これは触れたい。

立川委員長 立川です。いいですか。そういう場として、公民館をなかなか利用してくれてないんですよ。利用するとしたら学校になっちゃっているんですね、現状はね。小学校、中学校。公民館を地域で利用したいという方向になかなか行かないというのは、やっぱりその広場としての機能が弱いからなのかなと僕は思っているんですけど、やっぱりエントランスだとか、意味のないホールですか、その辺があると人がどんどんどん入りやすいし、六、七人でまとまって話もしやすいので行きやすいかなと思うんですけど、僕もそんなに何回も何回も、しょっちゅう回ってるわけじゃないんでわからないんですけど、エントランスホールの辺が入りやすくなってないんじゃないかなというイメージを持っているんですけどね。

菅 沼 委 員 員 ここはどうですか。貫井北あたり。

立川委員長 貫井北なんかは、いやしいし、いても、誰にも注意されないしという感じがして、非常に開かれた雰囲気があって、明るくて来やすいんですけど。

佐々木副委員長 意外とあれかもしれないですね。我々のように公民館についていつも考えている人間と普通の人たちの意識には相当ずれがあるかもしれないですね。公民館、便利にいつでも使える施設があれば、それでいいみたいな、そんな市民の意識。何ていっても、公民館にずっとかかわっていたり、公民館の主な事業を知っている人は、やっぱり自分たちでまちをつくっていくだとか、それは地域住民の責任なんだとかというような、そういった意味で公民館を見ているのと、かなり温度差があるかなという。それが広がってきているのは、ちょっとあるんじゃないかなという気がしますけど。

立川委員長 部屋もいつもあいてるとか、そういう状況であれば、公民館を利用すればいいとかいう話になりますけど、部屋もいっぱいですし、どうやって利用するのか。利用方法がわからないですよ、一般人、きっと。だから、行きたい講座に当たらない限りは、なかなか公民館に行く機会がないというのが現状かなと思うんですけどね。

もっとほかの、野菜を売ってるから来てくれとか、そういう朝市の野菜やってるから、そこ行って50円の野菜を買いやすいとか、そういったものがあると主婦も行きやすいし、安いものを購入したりとかいうこ

とで行きやすいんでしょうけど、何かそういう呼び寄せる仕掛けがないと、一般の新しい人が行かないんですね。きっかけがないです。

畠山委員 委員長、公民館というのは学びの場ですよね。学びの場ばかりが強調されて、公民館って誰のものなのというところが市民に行き届いていないと、自分たちのものなんだと、だからもっと活用できるんだということをはっきりしてあげないと、学ぶとなっちゃうと、ちょっと難しいなど、あそこでいろんな講座やってるけど、ちょっと関係ないんじゃないかとかね。そうじゃないんだと。公民館というのは皆さんのものなんだと、市民のものなんだと、納税者のものだとということが浸透してくると、じゃあ、こういうことも、ああいうことも、さっきからの囲碁とか将棋も出てますけども、それはできるんだと、もっと開かれているんだということ、市民によりよく理解させる。そういうような工夫が必要じゃないかなと私は思います。

菅沼委員 それも入れたいです。入れたい。たくさん要りません。私も最後のところに書いてある情報発信とか、それからいろいろな宣伝、そういうものがまだ足りないよというのは確かだから、それは入れたらいい話です。

佐々木副委員長 ほかにご意見ありましたら、皆さん、どうぞ。

國分委員 國分です。やっぱり今おっしゃったような、エントランスホールの充実というか、あと呼び寄せる仕掛けというので、中じゃなくても外でフリーマーケットというか、そういう市場とか、そういうのを具体的にやったらどうかなと思って。そういう生活必需品を見ようというのだと、かなり……。

菅沼委員 國分さん、公民館まつり、出たことありますか。

國分委員 いや、ないです。

菅沼委員 そんなのやっているんですよ。そういう実状を、まず知ってから物言わないといかんと思うんですが。

國分委員 ああ、すいません。

菅沼委員 個人攻撃になって悪いけど。

國分委員 まつりっていうか、その……。

菅沼委員 まつりとか、そういうところでは、物を売ったり野菜を売ったり、いろいろ売ってるんですよ。

國分委員 まとまってやることはあるかもしれないけど、ここに、例えば、この前で。

菅沼委員 それは常時売ってるわけにいかんでしょう、そんなもの。

國分委員 いや、常時はないけど、だからそういう動きがあったら、どんどんやらせても。別にまつりとかいって、全体でやるときは、もう何かつままないんですよ、逆に。つままないというか、フレッシュじゃないんですよ、あんまり。もう、何かでき上がってる形というか。

菅沼委員 1回出てみてくださいよ。公民館まつり。

國分委員 いや、公民館まつり……。そう言われてしまうと何も発言できないというか、前提になってないのは申しわけないんですけど、やっぱり市民に浸透してないという意味では、私なんか、そういう感覚で公民館を見

ているので、どうやって入っていったらいいかなというのは。

畠山委員　そもそも公民館まつりというのは市民が主体になっていますよね。参加してやって、盛り上げているんですよね。どこでもそうだと思うんですけど。今、菅沼委員がおっしゃったように、どこか参加してみて、どうなっているんだということを体験してみたら、それなりにまた違った感じの議論になるんじゃないですか。

國分委員　それぞれやっているのはわかりますよね。だから、特に私自身も別に必要としてないと言うと変なんですけど、そんなに公民館活用というのがわからないんですけど。

さっき東日本大震災の話とか出ましたけど、そういう状況が起きたときには、やっぱり公民館の活動している人たちというのが動けるんじゃないかなとか思ったりすると、そういう機能を持つものとしての公民館みたいな部分は入れておいたほうがいいのか。

畠山委員　これは、以前の会議のときに私も提案したことですけどね。要するに、東日本大震災とか、最近では熊本地震とかってありますよね。じゃあ、公民館に、そういう人たちのために開放しないの。小学校はありますよ、中学校ありますよと、それだけでほんとうに障害者なんか守れるんですかと。そのときに公民館がいち早く、そういう人、弱者を優先的に救済すると。そうしていかないと、みんな健常者はいいんですよ。小学校でも、中学校でも行けばいいんですけども、弱者はなかなか難しいんですよ。そんなあちこち行けませんから。だから、公民館の役割として、ある程度、機能を持ってますからね。國分さんがおっしゃっているのは、そういうことですよね。もっと障害者に優しいものでなきゃいけない。だから、正直言って、多分、災害がもう間もなく来るかもしれないですよ、小金井市にもね。今の市庁舎、第1庁舎というのは、ぼろぼろですよ。あれ、震度6以上が来た場合は、ほとんど第1庁舎は潰れます。そのときに災害本部がなくなってしまう。そのときに市民が考え、どうしたらいいかという、路頭に迷ってしまう。そういうときに、もう既に情報として、公民館は弱者を優先的に救済しますよというような情報が最初に伝わってれば、健康者はそっち行ってください、そうじゃない人はこっち来てくださいというようなことが、すみ分けができていれば、公民館って、そういうことやってるんだなということが、より多くの市民に伝わる。それが一番大事なことだと。そうしないと、みんな公民館行っちゃうと、これは困るわけですよ。公民館はこういう人を受け入れる、小学校、中学校はこういう人を受け入れますと、そういう形で提言していったほうが、公民館はそういうことやってるんだなということになるんじゃないかなと。そんなことじゃないですか、國分さん、違いますか。

國分委員　ええ。

菅沼委員　それについては、市として災害時の避難場所とか、こういうふうにするという災害対策をつくってるんだから、それに沿ってやるべきであって、何もこの公運審で提言する必要はないと私は思います。

畠山委員　だから、そうなっちゃうと、小学校、中学校行けてなっちゃうんで

すよ。そこでやってるからいいじゃん。こっち関係ねえだろうって話になるでしょう。堂々巡りになっちゃうんです。

佐々木副委員長 だから、館長が前、そういう位置づけにはなれないという説明はされていましたがね。

宮澤委員 宮澤ですけど。さっきの大震災のことについても、やはり身近で、一番の行政との窓口というのは公民館だと思うんです。私もちょっと公民館のあり方について1度で書いたんですけども、その後、大震災が起きました。私たちも研修会で行われまして、高田のほうで、やはり公民館で皆さん集まって、館長さんの一存で館を開けましたら問題が起きましたよ。そのときも、やはり行政とのかかわりで、やはり地域密着で、その方は自分の誠意でやりましたけど、問題が起きた。やはり小金井市も、災害は菅沼委員がおっしゃったように、行政のほうにも考えがあると思います。公民館というのは備わってないんですよ、受け入れ体制が。ですから、ここに挙げるということはちょっと問題になると思います。やはり地域との密着で一番身近なのは公民館なんですよ、行政とかかわる窓口は。でも、やはり公民館はそれを担ってませんので、やはり行政に従って、学校とか、災害施設とか、そういうところ使って、ここに載せるのは考えてしまいます。

佐々木副委員長 そうですか。私は全然いいと思ってるんですけども。避難場所だけじゃないですけどね。災害とか防災とか地域性とか。

國分委員 地域といえば、自治会も防災活動などもやってますが、何かつながりがあまりできてない。

市の防災課との関係も、自治会長をやった時に感じたのですが、命令系統とかも把握できなくて、消防署との連携もはっきりつかめなかった。何か変だな、これでは災害時役に立たないのでは？と思った時がある。つまり行政の方針が伝わってこなかったもので、気になっていました。

前島公民館長 防災のほうにつきましては、市のほうで総合防災計画というのがあって、それに、どこの部署が何を担当するというのも、全部決まってるわけですよ。その役割を外して、今、ほかのことを議論されているわけですけど、そういうのを考えたほうがいいんじゃないかぐらいでとどめるんでしたら、いいんですけど。

國分委員 いや、もちろんそうです。

前島公民館長 も、一つじゃないかぐらいのやんわりとした言い方だったら大丈夫だと思いますけど。

それをひっくり返すような感じになると、ちょっと厳しいなというふうに思います。

國分委員 だから行政もちろん協力してやるということで、人と人とのつながりの問題が、ここに、公民館の歩みの今後の課題になっているので、ちょっと余計な話しちゃって、すいません。

佐々木副委員長 そんなことないですよ。しゃべったほうがいいですよ。

立川委員長 國分さんの気持ちわかりますよ。

だから、何かのつながりをつくる、ここは公民館がそういう窓口的な

機能を果たせないかということで、防災のときに中心になるとか何とかじゃなくて、何か新しい分野をつなぐための、人と人をつなぐというところで確立した中間地点というか、連絡、協議の場所にならないかということですよ。

國分委員 ええ、そうなんです。

あと、高齢化とか、そういう問題で、セカンドライフの設計の仕方とか、いわゆるファイナンシャルの問題とか、相続とか、そういう問題が今後出てくるので、もちろん、高齢者学級とかでいろいろやっているとは思いますが、そういう組織の人たちとの連携とかもとれていったらいいとか、ちょっとまとまりにくいんですけど、そのつながりという面で、もうちょっと公民館が。先ほどエントランスホールで、ちょっと集まってできるみたいな、何か。

立川委員長 自治会は自治会館がありますから。商店会は商店で、どこか集まるところがあるでしょうね。もうちょっと大きいのは、商工会で商工会館があって、集まるという感じです。だから、そういう、何か自治会があって、その地区の8地区とか、自治区とかいうのを集めると、1つの公民館になると思うんですね。だから、1つの公民館は、その地区の自治会とつながるとかですね。その中に商店会とつながるとか、そういうつながりをつくることは可能だと思うんです。それは公民館も入って、どこが中心になってもいいと思うんですけれども、中に公民館も入っているみたいなね。

畠山委員 だから、いわゆるネットワークですよ。ネットワークをきちんとしたほうがいい。

だから、公民館には、確かに災害時の食料の備蓄してませんから、ここに寝泊まりは基本的にできないですよ。一時的なものではできますけれども。今の現状ではですよ。だから今、委員長がおっしゃったように、ネットワークをつくっておいて、一部の役割を担うとするんだったら、そういう司令塔の役割を果たして行って、対応していくと。できないことはないと思うんです。できることもあるんですよ。そこを考えてやったほうがいいんじゃないかと思います。

立川委員長 何かがあるときには公民館があるということを教え……。やる必要はないかもしれないし、やる気もないかもしれないし、やる立場にないかもしれないけど、チャレンジすべきですよ。

菅沼委員 今のネットワークの話で、地域連携という項目を最後に入れてもいいかもしれないですね。

國分委員 それはぜひ。

菅沼委員 学校とかね。今、学校と地域とのつながりというのは非常に色々な場でいわれている、今、ブームというか、ありますよね。だから、そういう中で、公民館、学校、それからいわゆる商工会も含むとか、そういういろいろな団体とのつながりをネットワークをつくっていくというのも1つの役目だろうというのは入れてもいいかなと。

國分委員 ぜひ入れたいです。

菅沼委員 本来、自治会もそうなんですけどね。

國分委員 ええ、自治会。
 菅沼委員 自治会はこういうところに、北なんかは入っているようですけどね。それから、自治会をもっと公民館と近いものにしてもらうとか、そういうネットワークづくりというの必要だというのを入れたらどうですかね。

國分委員 賛成です。
 佐々木副委員長 ほかにないでしょうか。率直にしゃべりたいならどうぞ。かなりいろんな話が出ましたので、一応、1は一旦ここで締め切ってよろしいですか。

前島公民館長 ちょっといいですか。
 佐々木副委員長 はい、どうぞ。
 前島公民館長 ちょっと気になったというか、あったので。もちろん、前からネットワークづくりとか、そういうお話というのは、学校との連携とか、いろいろあるんだと思うんですよ。それがなかなかできてないというのが、どこにあるのか、私たちもはっきりよくわからないところもあるんですがね。そういうところを、具体的に何をというか、どういう考えに基づいてやっていくと、何かできるんじゃないかというのがあると、非常に私たちも動きというか、動けるんだと思うんですが、漠然と、やっぱりネットワークが大事だとか、学校との連携が大事だとか、今までのとおり言われ続けると、多分、今までのとおり進めてしまうという思いがちょっとしました。

それと、菅沼委員の別紙の3のところを拝見すると、やはり結果として、どこに結びつくのかというものが多分あると、公民館を知らない方もわかるんじゃないかなという思いがするんです。やっぱり公民館を知っている方だとわかる。結果、どういうメリットがあるんだという、市民としてね。市として、自治体として、どういうメリットがあるんだというのがわかるんだと思うんですけど、ただ、一般の方が見たときに、やっぱりわからないと、なかなか公民館って何するところなのかという話になってくるのかなという思いからすると、やっぱりその辺まで何か出てくると非常にいいのかなという思いがいたしました。

それと、最後ですけど、公民館の利用についてお話があったかと思うんですが、比較的自由に使えたらいいんじゃないかという、多分、そういう議論になっているんだと思うんですね。そうやっていったときに、最終的に、じゃあ、社会教育法の縛りがいい方がいいんじゃないかという話にも発展してくるんじゃないかなという思いがあります。先ほどのコミュニティセンターでいいじゃないかとか、少し講座ができればいいんじゃないかぐらいの感じで、公民館じゃなくてもいいんじゃないかという、そういう話にますます発展していくような思いを受けたので、その辺どうなのか。あまり自由、自由、自由。もっといろんな販売したらどうだというお話もありましたけど、それって、結局、社会教育法から外して、自由な空間にしちゃったほうが、いろいろ使えるんじゃないかという、そういう議論に多分発展していくと思うんで、その辺、公民館でどう考えていくかと。

菅 沼 委 員 今の最後の話は4番で出てきますんで、そこで議論しましょうよ。4番で出てきますから。

佐々木副委員長 4番でね。はい。

菅 沼 委 員 社会教育設備か、コミュニティセンターかという議論は、ここに比較が出てますから、これで、(4)、4番ですね。ページでは13ページですね。ここが出てくるから、最後の質問については、そこで議論したほうがいいですな。

佐々木副委員長 ほかにないでしょうか。事務局からでも結構ですので、こういう視点はとか。急に振られると、ちょっと。

國 分 委 員 一応、だから委員長のおっしゃったように、別紙3を文章として、役割の2、3を大事にというのをに入れて、公民館の役割は、そういうところでいいかなと思います。

立川委員長 地域連携の、さっき、概念的なことだけじゃなくて、実際どうしていくかというのを、何か企画で。実際に、だから公民館と商工会のマッチングした活動をするとか、そういう動きをしないとだめだと。

立川委員長 そうですね。商工会も商店会も、みんなボランティア活動なんです。公民館だけがボランティア活動じゃないんですよ。どういうふうにつながっていいのか、誰が声掛けすればいいのか、非常に難しいところですけれども。ボランティアに声掛けてもらえばボランティアは動きますから、何の縛りもないですから、働きかけをしてもらおうとしたら、ボランティアのほうは、見返りはと多分言ってくるでしょうけどね。だから見返りがあつたほうがいいんでしょうけど、見返りがないよという前提で振ってもいいと思うんですよ。何の見返りもないかもしれないけど、何か連携とりませんか。嫌じゃ、嫌だと言ってくるでしょうから。

國 分 委 員 嫌なら嫌で、また別の動きすればいいことで。

立川委員長 どっちにしてもセンターまつりとか、まちの市民まつりとか、いろいろ、それぞれには、きちっとやれてるはずなんですけど、何かそこが、それぞれがまたつながらないと意味がない。

立川委員長 そうですね。館ごとで区域を決めて、この区域なら自治会はどこまでかとか、商店会は、この中に1個あるのか2個あるのかというふうに、ちょっと見てもらって、範囲がラップしないように、それぞれが声掛けをしてもらおうというのは、ちょっと大変でしょうけど、それぞれネットワーク。まずはネットワークづくりで。まずはまつりに参加。

前島公民館長 いいですか。あまりそこに盛り上がってしまうと、次のときには必ずやらなくてはいけないという、今後にかかわりますので、研究しながら進めていったほうがいいのかと思います。

國 分 委 員 いや、だからやろうということで方向性を出せばいいんでしょう。今みたいに。

前島公民館長 やるための研究をしていこうという方向性を出していただくのが一番いい。

國 分 委 員 いや、そういう研究会はつくらない。

前島公民館長 半分ぐらい具体的なんだけど、半分ぐらい具体的じゃないので。

國 分 委 員 いや、何かやらないと無理ですよ。

前島公民館長　　すぐ結論って出せないと思うんですよ。いろいろなことがあると思うんで。

佐々木副委員長　　わかりました。

今、いろんな、先ほど館長が言った、公民館を知らない人とか、いろんな人、今までの流れの中では、なかなかやり切れない部分もあるので、また、公民館の抱えている課題ですよ。ほんとうに大事な課題であろうかと思います。その辺も書き加えていければいいのかなど。

それでは、もしよろしければ次のほうに。大体、これで1時間10分ぐらい過ぎましたので、よろしいですか。あらあらの案が出たら、またそこで、いろいろご意見もいただけるかと思っております。

それでは、2番の。

菅 沼 委 員　　2番と3番関連してますので、2番と3番、まとめてやっちゃいます。

2番は現状の公民館配置です。先ほど上の2行はいいですね。それから3行目に、長年の懸案であった貫井。7ページですね。懸案であった貫井北センターが2014年に開所され、目安として、中学校区に対応した配置。誰でも歩いて15分（1キロメートル）内に公民館がある地域密着型配置が完成したと。そして、現在まで各公民館で蓄積してきた伝統と地域の特徴を生かした公民館活動を行っている。年間来場者はトータルで30万人、これだけの利用数、人が利用してますと。

それで、その図は8ページに出ているんですが、これ、前にカラーで配ってあるんですが、それをお持ちの方はないと思って、これ、後で回してもいいですから、大きくつくってまいりました。それで、例えば、中学校区との1つというのは、例えば、左の上の緑分館というのは、緑中と、もうほぼ近いところだと、それから東分館は東中とほぼ近いところにありますと、それから二中と旧公民館というのはほぼ近いですと、それから貫井南は南中学校が500メートルぐらいのところにありますと、それから第一中学は緑の1キロの中には入る、こういうことで、大体、こういう各中学校区に1つぐらいの公民館の配置が、うまく、これはできてましたと。もし必要であれば回していただけますか。そういうことを、この8ページはつくりました。

7ページに戻っていただきまして、こういうことで、小金井市は地域密着型配置。これは貫井北をつくって完成したと。その時点で、非常に皆さん喜んだというふうに思っております。

この間、ほかの市では、羽村市、東久留米市、八王子市で大規模のホールを併設して、生涯学習センターとして中央への集中化を図っていると。立川市は市直営で公民館を地域学習館にして、それと含めて、ほかの生活学習課、市民交流課、文化財課を統合して、生涯学習推進センターとしていますと。町田は、生涯学習センターを中央に置いているが、その構成は、町田中央公民館、町田市民大学で構成されていると、公民館は残していると、こんな形で、幾つかの市は中央に集中して、そこで生涯学習センター、あるいは市民交流センターにして、大きな1つとして集中していますが、全体的には26市、三多摩にはあるんですが、それのうちの3分の2は従来どおりの公民館活動の体制で続けていると

というのが実態です。

それから、小金井市においては、2013年の市民交流センターの設置、それから2014年の貫井北センターの設置に際して、こういうような中央への集中化とか、生涯学習センター化という構想は、私は上らなかったというふうに記憶しております。それで、あくまで地域密着型で、貫井北に公民館をつくれれば、これが完成して、非常にうまい配置になって、公民館の配置としては、これでいいだろうという方向で進んできたというふうに認識をしております。したがって、今さら中央のセンター化とか生涯学習センター化はあり得ないだろうというのが私の印象です。

それから、もう一つ、その下に、今、本館の仮移転後の問題として、2016年3月に、福社会館の閉鎖に伴い、公民館本館は本町分館に仮移転中であり、前原・中町地区で一部公民館難民が発生していると。学習スペースも限られており、本移転先を早急に検討してほしいと言うべきだということで、9ページに、資料としては、今の配置で見ると、9ページの本館仮移転後の公民館空白地域ということで、総人口11万6,000人の次に、真ん中に中町で、一丁目で線を引いたり二丁目に線を引いたり、この線を引いたところの人口が、今、1キロ以内の範囲に入らない、公民館難民と称している人口です。これが約1万1,000人、現状では発生していると、そういうことで、早く本館を、こういう公民館難民をなくすような地域密着型配置としてつくるべきだということ、7ページではまとめております。

8、9は、そういうことで終わらしまして、10ページ目ですが、次に、公民館の配置規模についてというのが諮問としてあります。公民館の配置をどうするかというのを、この3で述べてございます。

1つの案ではまずいんで、3つ案を考えました。1つは、公民館本館で、本館というのは公民館の本館基本機能と分館機能を持った本館と、あと貫井南、東、緑、貫井北の4分館体制、これがどうだろうか。

少し補足しますと、真ん中辺に公民館本部機能というのがありますが、今、公民館の本館というのは、公民館の本部機能と分館機能と2つの機能を1つでまとめてやっております。公民館本部機能というのは庶務係と事業係というのがあって、それぞれが本部機能をやっております。それともう一つは、今は本町地区の本町分館の分館的な機能を、この公民館本部がやっているというようなことで、図で描けば、公民館本部機能と、ここに中町・前原支部と書いていますが、これは先々の話ですね。本町も入れてもいいかもしれません。本町、中町、前原地区の分館機能を今の公民館本館は果たしていこうと、こういう機能と、あと4分館にすると、全部で公民館本館と4分館体制というのが1つ考えられるんじゃないかというのが1です。

2番目は、このうちの、今、非常に簡単な考えだけでいけば、公民館本部機能だけどこか移して、今ある5分館体制で、公民館の自主作業はもうやるんだという案が前にありました。やはり公民館本部機能だけ、どこか別に分館とは切り離してつくるということだと、場所的には意

外に狭くて済むかもしれませんが、やはり従来の、2番目のところですか。公民館本館のごとく、本部機能と分館機能が同一にあれば、本館機能をつかさどる職員が現場の実態を把握することができ、また、事業系の職員は分館職員との兼任ができ、人材の育成にも役立つということで、現場から遊離して、どこかぽつんと本部機能を持つという、持ってあと5分館体制というのは問題があるんじゃないかなと第2案をつくっています。

それから、第3案は、先ほど言いました中央に市民センター、生涯学習センターを設置し、総合文化教育施設とすると。これは先ほど述べましたように、小金井市については市民交流センター、それから貫井北センターをつくる時に、こういう議論はなかったと。今さらセンターにこういうことを持ってくれば、例えば、羽村市ですと50億ぐらいの金をかけて市民センター、生涯学習センターをつくっておりますので、こういう考え方はないだろうということで、3つの案を比較しまして、12ページですが、本部案としては、公民館本館を早くつくるということで、それには公民館本部機能と、本町を入れるかどうか別で、本町、中町、前原地区の分館機能を有した公民館本館をつくと。それ以外は、貫井南、東、緑、貫井、これは北ですね。北が入っていない。北センターの4センター化とするということで、それで、公民館本館は他の設備、図書館、あるいは福祉部門等との複合設備とするというふうにまとめております。ですから、最終的には、今、旧本町分館にある公民館本館機能をどこかに移して、あと貫井南、東、緑、貫井北センターでやったらどうかという考え方です。

このときにいろいろ議論が出て、アスタリスクで、公民館本館と本町分館との関係というのがありますが、公民館本館、幾つかの考え方が、このときに出てきました。1つは、公民館本館のみとして、本町分館は集会所としたらいいだろうと、それから、公民館本館と今の本町分館を、2つを管理したらいいじゃないかと、それからもう一つは、公民館本館が本移転後に本町分館を復活するという3つの意見が、このときに出されたと思います。これについて、今ここで決めてもいいんですが、私の個人的な意見はあるんですけども、本館がどこへ移転するかというの、まだわかってもないんで、その本館が移転する時点で、この議論はしたらどうかということで、この本町分館をどうするかという議論は、ここではちょっとペンディングにしてあります。

それからあと、公民館本館の本移転先は、できれば先ほどの前原地区、中町地区の公民館の難民を解決するためにも、中央線の南側、蛇の目の跡地、または前原暫定庁舎ぐらいの範囲のところに複合設備としてつくったらどうかと、こういう意見でまとめました。

それから、公民館本館の規模は、前の旧福祉会館の3、4階のスペースぐらいにできるだけ抑えるということで、新しい投資は、できるだけ抑えたらどうかと、そんなふうに規模、配置についてはまとめました。

以上です。

佐々木副委員長

ありがとうございました。

いかがでしょうか。2番と3番ですね。2の現状の公民館配置という部分と、それから3番の公民館の配置というところです。ページでいうと7ページから12ページですね。いかがでしょうか。

7ページの現状の公民館配置ですけど、基本的にきれいに地域密着型の配置になっていると、そういう方向性にあるということが、一時、社会教育委員のほうから、生涯学習センターをつくれみたいな、そんな議論ありましたよね。

前島公民館長 生涯学習センター機能という形になっていて。

佐々木副委員長 機能。最初、センターをつくれという話で、それを機能にさせたみたいな。

前島公民館長 生涯学習に関する市域全体のネットワーク化、コーディネートする機能というお話は出ていますね。具体的な話にはなっていませんが。

佐々木副委員長 公民館のあり方とかというよりは、そういう施設があったほうがいいみたいな議論が先だったんですかね。今となってみれば、こういう地域密着型のあれというのは、1つ大きな成果を上げていると思いますけど、それとは別に1つ欲しいみたいな。

前島公民館長 そのとおりで、後からというか、公民館はもう既にあった中で、そういったものの情報がまとまって、どこかを発信できるような機能があったほうがいいみたいな、たしか、そういうお話だったと思います。

佐々木副委員長 わかりました。

ほかに何か、皆さん、ないでしょうか。

立川委員長 前々の配置は全然いいと思います。この分析のとおりだと思うんですが、今後の配置に関して、案1というのが、菅沼さん、本案というやつですよ。

菅沼委員 そうです。

立川委員長 でも、2と3はあまりあり得ないので、本案1本に絞っていいと思いますけどね。

菅沼委員 それは構いません。はい。皆さんの理解のために、一応、書いただけということでもいいんじゃないかと思います。それであれば何も変わらないと。大分、理解のためにというので、いろいろ資料を入れたということがありますので、要らないところは取ったらいいと思うんです。

立川委員長 公運審としては、その第1案でまとめればよろしいかと思うんですがまとめ方として、難民地区というか、あそこを何とか解決する方法で配置を考えたいと。

佐々木副委員長 ほかにいかがでしょうか。

國分委員 いいです、それで。

佐々木副委員長 よろしいでしょうか。それじゃ、いいですか。

前島公民館長 公民館長でございます。

今、冒頭あたりで畠山委員がおっしゃっていたように、これから総合管理計画ですとか、いろいろ、さまざま動きがあると思うんです。ですから、ほんとうに、今までもそうだったんですけど、理念的な部分で、ちょっとお話をいただいたと思っています。ですから、あとはほんとうにそういった計画にどうやって反映させていくかということが市役所

の役割かなと思いますので、公運審のほうでは、こういったお考えを言っていたらいいのかなと思います。

佐々木副委員長 総合管理計画と、例えば、こういった案との間で決定的におかしいとか、うまくいかないとかということはない……。

前島公民館長 今後ですか。

佐々木副委員長 今後というか、今の段階で。

前島公民館長 難しいところです。

ただ、公民館としては、やはり主張するところは主張していかないといけないと思っております。

立川委員長 余地さえないかもしれません。出てくるものが。

佐々木副委員長 そうですか。わかりました。

菅沼委員 ちょっとその市長の考え方というので、この間、10月26日にシルバー大学で、市長を呼んで社会教育についてのお話を聞いたんです。その中で、1つ、これは公民館に関する関係で言うと、公民館が例えば福祉会館に含まれているというのは認識してるとというのが1つと、それから、今、公民館は公運審で中長期計画を立てていると、その結果を期待していますと。それで、自分自身の考えを持っているけど、まずその結果を聞いてからいろいろ披露したいと、そんな言い方を、ずるいと言えばずるい言い方ですけど、そういう言い方をしていました。だから、この審議の結論というか、方向性というのは、皆さんが非常に注目しているんじゃないかと思います。

佐々木副委員長 重い。重い決断になるわけですね。わかりました。よろしいですか。では、ここはいいでしょうか。じゃ、これまでの方向で進めるというふうなことで、ここまで大体1時間半、あと30分。何時まででしたっけ。

前島公民館長 一応3時くらいかなと思っていたんですけど。

佐々木副委員長 3時くらい、そうか。2番、3番が15分くらいですか。

前島公民館長 2番が早ければ10分、15分。10分もかからないんですけど。

菅沼委員 2番は短くやりましょう。

佐々木副委員長 3時半までだね。3時まで？

前島公民館長 3時なんですけど、3時半ぐらいまででもいいかなと思っていただけの感じだったので。

佐々木副委員長 じゃ、ちょっとあと10分15分ぐらい……。

お話を進めさせていただいて。それでは、あと4番ですね。

菅沼委員 じゃあ、4番、全部、説明します。それで、後、議論してください。4番の1は社会教育設備か生涯学習設備かと、13ページです。一応、これについては、公民館というのと、それから、公民館以外、生涯学習センター、コミュニティセンター等ということで、一応私なりに定義をしてみました。公民館というのは社会教育の場として法律で位置づけられていると。公民館は、あらゆる市民に対して平等に学習の機会を提供する。市民の社会参加への場であり、学び、学びを通して人格の形成をする場所である。実務は、市民、企画実行委員、職員のトロイカ方式で取り組んでいる。また、多くの講座は準備会方式をとり、市報による公

募で参加した市民、企画実行委員、職員で市民のニーズ、地域課題を取り上げ、個々の学習を深め、その後の自治活動に結びつけている。公民館運営審議会を置き、各種事業の企画・実施についての調査、審議をしていると、こんなところかなど。

あと、公民館以外、生涯学習センター、コミュニティセンターで行けば、いわゆる社会教育法とか、そういう法律の規定はない。各種の事例、条例で決めている。生涯学習センターは、平成2年まで自治省だったですか、あのころ。中曽根さんのころだと思うんですが、中央教育審議会の答申で、生涯学習は、学校、社会の中での意図的、組織的な学習活動として行われるのではなく、人々のスポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション等の中でも行われる。各自が自発的意思に基づき行うもので、自己に適した手段、方法はみずからが選んで、これを将来通して行う。自由な学習者は市民に委ねると。

非常に個人というのを前面に出しているのかなと思います。そういうもののために、上記を進めることができるように学習情報の提供を施設はやりなさいと、こんな内容なんで、先ほどから言っている公民館の役目とは違う役目だなという感じがしております。

それから、コミュニティセンターは、1969年に既にコミュニティ生活の場における人間性の回復というところで答申が出ています。

あと、出生から行くと地元自治会、町内会からのスタート、市民による文化・芸術、スポーツ活動を中心に活動するという一方で、多くの場合、指定管理制度になると。指定管理者制度になると一般企業も入ってくるし、わりあい今までの公民館の役割という内容については、ぼけた感じになってくる。そういうようなことで下にまとめてありますが、公民館は、今後の公民館の果たすべき役割にも述べたごとく、市民の学びの場として、地域力、市民力の養成の場として重要な役割を果たしている。

また、生涯学習センター、コミュニティセンターは自己の学習が主体、スポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション等が対象で、社会教育の場として公民館はきちんと位置づけておくべきだということで、やはり公民館の位置づけをきちんと指摘しておくべきだろうと。やはり生涯学習センターとコミュニティセンターという方向にはとらないというのが案でございます。

時間もないので、ちょっと内容だけ説明しておいて、また時間、議論があればお話ししたらいいと思うんですが、次に、公民館の運用体制の比較と今後の検討。公民館運用の民営化についての検討、別紙6に、公民館の運営形態の比較を示すということで、16が、15の次です。横長の表があります。公民館の運営形態の比較、直営型と非直営型があります。非直営型はNPOを設立し、市民協働型と公募型と2つに分かれます。直営型というのは本来の公民館のやり方です。

それから、事業委託型は、NPO法人やサークル、大学などの専門性に着目して、NPO法人を設立して事業委託を行うもの。例として下に書いてありますが、事業の企画・実施が主体だと。小金井市の場合には、NPO市民の図書館・公民館こがねいをつくって、そこで民間委託をし

ておりますと。この事業委託型が今の小金井の形です。

あと、考えられるのは、指定管理型、これはNPO法人やサークル、大学などの専門性に着目して、NPOを設立してと、そこまでは同じなんですが、事業だけでなく、施設の管理等を含めて包括的な指定管理契約を結ぶものということで、事業、施設とも指定管理者に運営を任せますと。契約は協定として、協定を結びます。指定管理者が行う管理の基準、業務の範囲を定めます。メリットは先ほどの得意分野の、いわゆるである事業の企画はできるということですが、メリットとして、NPOの不得意な分野も含まれる場合には、その分野が負担となる。例えば現在のNPO市民の図書館・公民館こがねいで、設備管理までここに任せるとするのは非常に難しいだろうと。そういう意味で指定管理というのを考えなきゃいかんじゃないか。

それから、あと、公募型の指定管理制になりますと、いわゆるこういう手塩にかけて育てたNPO法人だけではなく、民間企業を含めて公募により、その後、「よって」というのを取ってください。公募により受託者を決め、包括的な指定管理契約のもとで施設を運営する。管理の人は事業、施設とも指定管理者ですと。NPO法人だけでなく、民間企業の参入も可ですと。市民交流センターのようなものですね。協定は同じ、先ほどの左と同じです。

メリットとしては、民間企業の発想、ノウハウを活用できる。経費削減が大きい。デメリットとしては、やはり市場原理に勝つ企業は有利、受注、協定の相手になりやすい。市民参加は保障されない。生涯学習の質が団体の意向により左右される。趣味本位に陥りやすく、人の集まる趣味、芸術等に偏りやすい。収益本位に陥りやすく、こういうようなデメリットがあります。こういう比較をしました。

14ページに戻っていただき、別紙のとおり、公民館の運営形態の比較をします。これは今、示しました。

あと、2014年、貫井北センターの開所時の判断として、図書館・公民館の民営化は、NPO法人を育成し、事業委託のみするとの方向が出され、NPO法人市民の図書館・公民館こがねいに事業委託された。このあたりの委託されたというふうに私は聞いておりますが、さらにこのときの実態、決める実態について、ほかの考え方があれば、公民館長、調査をお願いしますと前回、言っておられます。例えば指定管理はそのとき、検討したのかしないのかとか、そういうことがあれば、館長のほうで一度、報告をしていただきたいと思います。

それから、社会教育の場として公民館の運営については、特に候補の指定管理型は市民参加が保障されない。先ほど書いたとおりです。生涯学習の質が指定管理者の意向により左右されること。収益本位になりやすいことということで、あまり好ましくないということで、小金井市の公民館の果たすべき役割を達成するためには、この分野の知識の豊富な人の集まった市民協働型の事業委託の範囲にとどめるべきであると。今後も、民間委託は市民協働型の事業委託でやっていくべきだということです。

あと、民間委託については、B項ですが、NPO法人への事業委託の評価はその1つである貫井北センターについては、評価が今のところ高い。これはいわゆる企画の数でも、圧倒的に他の公民館を上回っておりますし、それから、企画の内容、そういうことを含めて非常に充実して、今の職員等で充実してやっていただいているということで評価が高いんだらうと思っています。

あと、東センターについては、昨年8月に事業委託されましたけれども、実際、人がそろったのは今年4月であり、来年の4月まで1年間ぐらい転がしてから事業評価をすべきじゃないかと。この東センターの事業評価をした時点で、民間委託を今後どういうふうに拡大していくのか、もうここでとどめるのかというのはやっていったらどうかというのが意見です。

C項ですが、NPO法人を取り巻く環境の整備というのは、いろいろ今のNPO法人でも、例えば契約は1年契約であって、ある年に、もうおまえのところは要らないと言われたら困っちゃうなど、そういうような契約の問題、それから、今の契約方式は随意契約ですけれども、一般競争入札にそのうちなるのかどうなのかとか、それから、NPO法人の職員の雇用、給与、処遇のアップ等、こういうふうなところをもう少しきんとしていかないと、ほんとうに民営化するかどうかというのは、そういうことも含めて考えなくてはいけないだらうということにしています。

それから、あと、今後、民営化するには、緑分館が次の候補だと思えます。このときに、いわゆる青少年センター機能の例の宿泊施設、それから、テニスコート、野外の調理関係、こんなところも緑分館で今やっております。このあたりの業務の切り離しが必要だらう。切り離しというのはちょっときつい言い方なんで、整理に直してください。このあたりを整理して、緑分館のいわゆる委託は考えてみたらどうかと。そういうことで、今後のスケジュールは、民営化については来年の4月の東センターの評価を見た後に決めたらどうかと書いております。その後、民営化をさらに進めるのかどうかというのを進めるべきじゃないかということです。

それから、あと、17ページは、公民館のセンター化については、一度これを読んでおいてください。

それから、受益者負担は、今後の議論になろうということに書いてありますが、この辺はもうやろうと思えば、みんなで案をつくって議論すれば、方向性は出ると思えます。ただし、これも館長にお願いしているんですが、今の公民館事業、今のいわゆる各館の貸し館の業務を全部、有料化したときにどのぐらいの金額になるんだらうとか、その辺は一度、出してくださいというのを言っております。そういう成果の費用も含めて議論したらいいんじゃないか。ただ、この有料化は、ちょっと来年の1月、2月ぐらいにやるのであれば、原案をつくってやったらどうか。そんなふうでまとめました。以上です。

をいただければと思います。どうぞ。

立川委員長 先ほど言っていた、公民館は社会教育法にのっとっているんで、あまり自由なことができないみたいな話でしたが、館長、それはどんな縛りがあるんでしょうか。先ほど何か物を売ったりとか、そういうことは禁止されて……。

前島公民館長 公民館にはもちろんそういう形もありますし、あと、政治的な政治活動、簡単に言うと自分の政党に引き込もうというような活動ですとか、宗教も同じですけど、布教活動ですとか、そういうのは一切禁止されているので、比較的、あと団体利用じゃないといけないとかいう、公民館のくくりになってはいますけれども、それは社会教育法じゃなくて、公民館のくくりですけど、個人の利用はできないとか、いろいろな今現在は制約があるということですね。くくりがあるので、逆に言うと、それによって、社会教育法があるので、それに守られているという感覚も多分あると思います。

立川委員長 今、ホールとか、外のところで、露天で個人的な利益につながるような活動……。

前島公民館長 施設の中なので……。

立川委員長 だめなの？

前島公民館長 許可しないですね、うちとしては。施設の管理側からすると、そういう営利の目的に何かを貸し出すというのはちょっと無理です。

立川委員長 だから、さっきの野菜とか、そういうのはちょっと無理ですとなる。

前島公民館長 そうですね。交流センターとか、ああいうところになっちゃえばまた別なので、有料で貸し出すという形もあるんだと思うんですけど、なかなかその辺をどう考えるかと……。

立川委員長 公民館の軒先の有料化というのもしない？

前島公民館長 なしですね。公民館としてある限りは、ちょっと今のところ、全く考えてません。

畠山委員 公民館と、北もそうなんですけど、おまつりになると、お金出して飲んだり食べたり買ったりとかやってませんか？

前島公民館長 やってます。それは利用者の方々の営利目的じゃないので、何か販売というか、利用者の方々の集まりで祭りをやっているということになっているので、特に何かをもうけようと思って売っているというものじゃなくて、まつりの中の一貫としてやっている。

畠山委員 事実上の販売なんですけれども、最初にあれをやるとき、問題になったんです。業者が入れば、実際、物を売っていくと、収入になっていると。何かとらなきゃいけないんじゃないかと、いや、いいんだよ、NPOだからとか、いろんな最終的には取らなかった。多分そういう経緯だと思うんです。だから、そういうお祭り騒ぎのとき、おまつりやっているときに何かを売る、お金をいただくと、それでもうけたとしますよ、今度ね。使った人は、収入がありますね、利用料は払わないわけですから。それでいいのという問題も多分出てくるはずなんです。だから、それをどこで線引きをするのかといったところが難しいですね。

立川委員長 東センターなんかは、東町の商店会にいろいろ協力してもらっていま

したが……。

前島公民館長 専ら営利をという、そこに該当しないと思って、うちはやっていただいたので、ほんとうによく会社の人に来て、何があった、訪問販売じゃないですけど、売ろうと思っても、それはできないですね。

菅 沼 委 員 ここで出していいかどうかわかりませんが、東センターの、この間、邑楽町との話がありまして、あっちから野菜を持ってきて、そこで販売して、ある程度金が浮いたわけですね。それは、館長がいるから、館長に聞いたらいいいんですけど、全部、熊本の震災に寄附したとか、そのくらいの活動は、私はやってもいいと思うんですけど、その辺の定義をもうちょっときちんとしておかないと、何か揉めることが出るかもしれないけど、できるだけそれくらいの活動は、規定があると言っても、少しずつやっていくというくらいの柔軟性はあってもいいのかなと思うんですけどね。自分で儲けて自分でやったらいいかんけど。

立川委員長 規制とか、決まりがあればいいけど、やっているものもあれば、やっていないものもあれば、こんなふうにしたから許してくれるんだとか、もうちょっと決まりをつくっておいてもらえるといいですね。協力できるのか、できないのかが明確になるじゃないですか。これはいいよというのを決めてもらえるといいですね。

菅 沼 委 員 できるだけ柔軟にその辺は入れていってほしいなと思う。絶対売っちゃいけない、もうけは絶対やっちゃいけないと。

宮 澤 委 員 やはり物品販売は、公民館まつりだけの、その公民館の地域との和を持つための一環で、やはり営利を目的ではないですので、やはりこれはこの程度でおさめておいて。

立川委員長 原価ぐらいもらってね。

宮 澤 委 員 そうですね。原価だけです、皆さんは。そのように、皆さんやっておりますので、今までも。どこももうけたという話は聞いてない、皆、赤字体制で……。

畠 山 委 員 それはグレーゾーンになっちゃいますけどね、そこは何とも言いようがないですね。確かに市民まつりですから、あまりこうだ、ああだと言っても、それもあまりよくないなという考え方もあります。ただ、ほかの人に指摘されたとき、金もうけをしたんじゃないかと言われたときにちゃんと答えられなければ、あまり意味がないんですね。

宮 澤 委 員 でも、大したものはいくらも売ってありませんけど。

畠 山 委 員 でも、それは捉え方の問題です、今度はね。

立川委員長 ただ、やっぱり第三者というか、一般人を呼び込む手段として、非常に露店なんかがありあて来やすいというだけの話なんですけど、それが社会教育法にのっとるとできないという話であったんで、ただ、まつりのときはいいか、悪いかわかりませんが、日々が大切なんで、日々が全くできないというのであれば、それはしょうがないですからね。全く別なもので。

前島公民館長 やっぱり利用者の方々が集まって、利用者の方々がつくったものですか、自分で用意して、それを売っている。売っているにしても、もうけが出るような金額で売っているわけではないんじゃないですか。それ

を考えると、やっぱりそれは営利じゃないなという説明がどうしてもつくんだと思うんです。ほんとうにもうけようとしているんでというものとはちょっと違う、まつりでやっているものについて……。

立川委員長
佐々木副委員長

まつりのときだけでしょう。

時間がちょっと中途半端なあれなんですけど、とりあえず社会教育施設としての位置づけを我々はとっているというようなことですね。

それから、公民館運営については、北センターと東分館はちょっと違いますので、東分館の経過を見ながら、今後を考えていくと。

あと、前回の中では、こういったこと、こういったことは守ってほしいとか、達成してほしいというようなことを多分、前の答申で挙げているので、それも入れたらいいんじゃないかなと。前回の答申の中でどういった運営形態が、ほんとうの市民参加はやっていくとか、そういったことは条件として入れたような気がしますので。

最後に時間、しり切れになってしまいましたけど、これで終わりではないので、一通り、一応皆さんで見ていただいたというふうことで確認をして、また、やっぱり考えてみたら、ここは大きな問題になるのかということがあれば、また次に議論をさせていただくと。とりあえず、今日のところは1番から4番までについて議論したというふうことで確認をさせていただきたいと思います。

立川委員長

じゃ、どうもありがとうございました。先生のおかげで1番からほぼ3番ぐらいまで、既にまとまったような気がします。随分進んでいただきました。じゃ、2番の。

前島公民館長

公民館長です。その前に、5番の受益者負担につきましては、事務局のほうからご提案を出すような形で考えておりますので、その際はよろしくお願いいたします。

(2) 布団及び陶芸窯使用に係る実費負担について

前島公民館長

続きますので、簡単に(2)の布団及び陶芸窯使用に係る実費負担についてということで、ちょっとご提案をいたします。資料もお配りしております。ごらんいただければ大体わかると思うんですが、簡単に説明いたしますと、公民館を利用されているサークルやグループにつきましては、本来、活動にかかる費用を自主的に集めたりして、自立した運営をされているんだというのが一般的であると認識しているところです。また、公民館事業の主催講座、主催事業においても、参加費は無料であっても、交通費や食材、材料費など実費負担をしていただく事業は少ないところでございます。

公民館では、特定の方が利用し、そのため、専ら占有費用が発生することが明らかなものとして、緑センターの宿泊の布団代、それと貫井南分館、貫井北分館で使用する電気窯の利用についての電気料金、こういったものが特定の方について、負担していただきたいと考えているところでございます。

なお、一般利用ですとか、主催事業を問わず徴収させていただくことを現在、原則として考えておりますので、例えば主催事業では、宿泊に

つきましては、障害のある方の青年学級、みんなの会のサマーキャンプがあります。また、陶芸窯のほうでは、陶芸教室、これが該当するものと考えております。

布団代の徴収につきましては、やはり公民館に宿泊機能を持たせている施設というのは、東京都内ではほかに例が見当たらないというところでございますが、実際には青少年センターの意思を引き継ぐものとして、現在、機能しているという経過がありますので、ちょっと東京都内のほかの自治体の青少年センターなどについて調査したものが資料1としてついております。こちらの施設、施設の使用料が大体組まれております。例えば下から2番目の世田谷区さんは、施設使用料は無料ですが、やはりシーツ代ということで400円徴収しているという形で、いずれかの形でいただいているという理解をしております。

したがいまして、現在の経済情勢というか、市の経営という観点から見ましても、ちょっと適切ではないんじゃないかという考えもございませう。また、平成26年の第1回の定期監査報告書によって、監査委員から、宿泊利用に対しては、光熱水費や泊まり込み職員の人件費だけでなく、布団借上料までも市が負担している。この実費は早急に求めるべきであり、それも含めた設備要領の見直しを中心に、具体策を提示し、検討することを強く要望すると。今、抜粋を読んでいたわけですが、こういったご指摘も出ているところでございます。

本日の提案につきましては、あくまでも施設・設備の使用料として徴収するものではなく、実費負担という考えに基づくものであって、施設の使用料につきましては、先ほど話題になっておりましたけれども、受益者負担についてのご検討をいただくときに考えるということで、予定どおり答申いただきたいと思いますと思っております。

本日につきましては、この2つについて、この2つの実費徴収の実施につきまして、ご意見いただきたく、ご提案させていただいたところでございます。ご意見あればお寄せいただきたく思います。よろしく申し上げます。

菅 沼 委 員

実費負担は、教材とかそういうものと同じ考えであるんで、当然取るべきだと思いますから、3項の設備の使用料を除いて、有料化というのは当然やるべきだと思います。

あと、詳細は、そちらの事業系のほうで決めてほしいと、ここではあまり詳細を言ってもしょうがないから、方針だけ有料化でいいのかわりかだけ決めておけば、後で決められればいいんじゃないかと思っております。

私は有料化でいいと思っております。

佐々木副委員長

私もいいと思いますが、具体的にはどのぐらいなんですか。表だけでよく……。

菅 沼 委 員

裏のページ、電気窯というのは10万2,000円とか、裏に出ている。

若藤事業係長

そうです。資料の裏面に表で。

菅 沼 委 員

これの裏に。

若藤事業係長

はい。1枚目の……。

菅 沼 委 員

ここにデータが出ている。

立川委員長
若藤事業係長

その単価が810円って、810円で借りられるんですか。1人が。そうです。1組が810円という単価になっておりまして、こちらの枚数については、27年度の過去3年間の平均の枚数を平均した数に布団の単価を掛けて、それを歳入ということで示させていただいています。

佐々木副委員長
若藤事業係長
前島公民館長

一泊？
一泊、そうです。
公民館長です。簡単に言うと、1回宿泊するごとに810円かかるということでご理解いただければいいのかなと思います。

佐々木副委員長
前島公民館長

陶芸の電気代は。
陶芸のほうは、貫井南のほうが小さい窯であるということもありますので、大きさに比例してやはり焼ける数が大きいので、1回の利用については、平均をとって、こういった金額を出しておりますが、実際に徴収するときは、メーターを目視によって、そのときの単価を掛けて算出したものを納めていただくということを考えています。今までの平均からすると大体に歳入の見込みはこのぐらいかなというところがございます。

立川委員長

講習を受けるほうとしては、貫井南で受けるときには2,865円ぐらいかかる。

前島公民館長

1回につきなので、1回につき、窯を何人でご利用になるかというのもありますけれども、1回ご利用になった団体にこれを。この額を徴収する。

立川委員長
若藤事業係長

素焼きと本焼きだから2回ですかね、基本的には。
大体素焼きだけでは終わらなくて、本焼きもやると、それが1つの焼きということで回数としてカウントしています。

立川委員長

では、例えば上の段で行くと5,700円ぐらいが5人でやるとすれば1,000円ちょいということですね。

若藤事業係長

基本は団体で窯を使用するので、その団体の中で人数で案分するか、会の中から出すとか、そのあたりは会のほうにお任せします。

立川委員長
村山分館長

会員は何人ぐらいいるんですか。5人から10人ぐらい？
貫井北分館の村山です。陶芸入門教室を例にしますと、1回24人で、大体1人当たり3作品ぐらいありますので、全部で72点ぐらい、1回の焼きで作品が多く入ります。

立川委員長
村山分館長

24人ぐらいということですね。
はい。逆に詰めないで窯への負担と作品への負担がありますので、できるだけ詰めて、いっぱいにしてやらないと窯と作品を傷めてしまいますので、いっぱいになったら素焼きをやるという流れになっていますので。

立川委員長
村山分館長
立川委員長

粘土代というのは？土代というか。
陶芸入門教室ですか、いただいております。
別に、窯を今まではもらっていなかったのが窯の電気代をもらうということですね。

村山分館長

そうですね。土代だけだと1,000円ぐらいになります。

菅 沼 委 員 今までは電気代を取ってなかった。それを入れましょうということでしょう。それはそれでいいんじゃないですか。

前島公民館長 おっしゃるとおりで、普通に一般的に使っている方よりも電気代をいっぱい使っているの、しかも特定できる人たちということなので、実費を負担していただくという考えです。

宮 澤 委 員 お布団代なんですけども、やはり取るのは、私は賛成いたします。ただし、急にまた全額ということじゃなくて、大体これ、1泊で終わっているでしょうか。2泊という方は今まであまり、このちょっとわからないんですけど、いらっしゃらないんですか。ですから、やはりそれで青少年の育成にもつながりますので、やはり未成年者がいらっしゃるかどうかちょっと、ここゼロになっていますけれども、やはり半額ぐらいで抑えられたらどうでしょうか。一挙に全額取りますというよりは、やはり半額ぐらいで抑えたほうが私はよいかと思えます。

畠 山 委 員 でも、これは未成年者と言っても、負担するのは多分親だと思うんです、保護者というか。未成年者がお金を払ってくるというんじゃないと思うんで、適正な負担はやっぱり求めなければいけないんじゃないかなと私はそう思います。

菅 沼 委 員 具体的には、館長に任せたらどうですか。

宮 澤 委 員 そうですね。意見として。

菅 沼 委 員 意見としては言っておいて、あとはもう館長のほうで決めてくれと。

若藤事業係長 補足です。布団借上料の表の中で、主催講座、主催と行政の欄の18歳未満がゼロ人となっております。こちらは主催講座につきましては、青年学級のみんなの会が年1回、夏にサマーキャンプで使います。こちら1件だけですので、こちらは基本的に今、参加者は二十歳以上の者が使っているということで、18歳未満はゼロとなっております。

それと行政使用です。こちらは以前、市民体育祭の関係で三宅島から団体を呼んだときに使った部分でございます。3年間のうちで1回だけなんですけど、参加者の分ということでそちらを入れてあります。

立川委員長 宮澤さんから、子供たちなんかは半額というご意見もありましたから、そこら辺は意見として聞いておいてください。

前島公民館長 ご意見としていただいております。

立川委員長 それ以外、反対とかいう意見、ないですか。

3 その他

立川委員長 そのほか、宮澤さんから。

宮 澤 委 員 その他、宮澤ですが、ちょっとお時間いただきます。21日ですか、私、欠席させていただきますので、都公連のほうの報告だけさせていただきます。10月26日に、第7回委員部会運営委員会が開かれました。53回東京都公民館研究大会のご案内の資料がこのグリーンの色ですが、今日の資料の中に入っておりますので、目を通していただきたく思います。平成29年1月21日、土曜日、午前10時から午後4時まで、「公民館のこれまでとこれから、成果と方向性」というタイトルで行います。委員部会では、第4の課題別集会を担当いたしまして、そして、

これを第2回の研修会といたします。11月19日に、サトウ先生と部会長が打ち合わせしまして、タイムスケジュール等は12時30分から16時までです。まず部会長挨拶、助言者の講義、グループ別休憩はじめまとめ発表、そして、質疑応答の流れで進める予定です。

申込者人数、グループ分けしますので、幾つのグループになるのか、まだわかりません。今月30日に第8回委員会で内容と担当、時間配分等が詳しく決まりますので、たくさんのご参加をお願いいたします。

そのほかで、意見交換が行われまして、昭島市が平成27年11月20日付の諮問で、市民が集う公民館主催事業のあり方について答申しましたと言ってこの報告書をいただきましたので、もしお入り用であれば、また見ていただきたいと思います。以上です。

立川委員長

ありがとうございました。そのほかは何かありますか。

では、今日はここで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

— 了 —